



庄原市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査に係る監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年3月13日

庄原市監査委員
同

藤原公昭
岡村信吉





庄 監 第 50 号
平成 25 年 3 月 13 日

庄原市長 滝口 季彦 様

庄原市監査委員 藤原 公昭
同 岡村 信吉



平成 24 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、同条第 12 項の規定により、改善措置を講じられた場合は、速やかに通知してください。

平成 24 年度

監 査 結 果 報 告

(定 期 監 査)

平成 25 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員

1 監査の対象

平成 23 年度に執行された財務に関する事務について、建設課、農村整備課、都市整備課、下水道課、東城支所企画調整室、東城支所産業振興室、東城支所市民生活室、東城支所環境建設室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局及び公平委員会を対象とし、次の事務の監査を実施した。

また、監査の必要に応じて、平成 22 年度以前に執行された事務も監査の対象とした。

課 及 び 室 名	監 査 対 象 事 務
建設課	(1) 市道草刈り作業実施交付金交付事務 (2) 道路管理情報データベース構築業務委託事務
農村整備課	(1) 庄原市土地改良区運営補助金交付事務 (2) 公庫資金償還助成補助金交付事務 (3) 小規模農業基盤整備事業補助金交付事務 (4) ため池緊急整備事業補助金交付事務 (5) 大久保東かんがい排水事業補助金交付事務
都市整備課	(1) 小規模建築等事業者支援事業補助金交付事務 (2) 市営住宅使用料等徴収事務
下水道課	(1) 下水道・集落排水・浄化槽使用料、負担金等徴収事務 (2) 庄原市浄化センター運転管理及びマンホールポンプ場保守点検業務委託事務
東城支所企画調整室	(1) <u>帝釈自治振興センター指定管理事務</u> (2) 庁舎管理業務委託事務
東城支所産業振興室	(1) 東城まちなみ活性化計画策定業務委託事務 (2) 東城まちなか交流施設（えびす）指定管理事務
東城支所市民生活室	(1) <u>市立東城保育所指定管理事務</u> (2) 事業所内託児所運営補助金交付事務
東城支所環境建設室	(1) 生活道整備事業補助金交付事務 (2) 飲料水供給施設整備費補助金交付事務 (3) 市町村設置型合併浄化槽維持管理業務委託事務
議会事務局	(1) 費用弁償支払事務
選挙管理委員会事務局	(1) ポスター掲示場撤去業務委託事務
農業委員会事務局	(1) 費用弁償支払事務

注) 下線の事務については、財政援助団体等監査の結果報告に掲載している。

2 監査の期間

平成 24 年 10 月 4 日から平成 25 年 2 月 26 日まで

3 監査の目的及び方法等

監査対象とした課及び室の財務に関する事務が、合規性、経済性、効率性、有効性等の視点から執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、対象とした課及び室から提出された関係書類を監査するとともに、関係職員からの聴取により実施した。

4 監査の結果

事務処理等は概ね適正に行われているが、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりであるので、適切な措置を講じられたい。事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略した。

なお、財政援助団体等監査において監査対象とした団体の所管課及び室の財務に関する事務の監査結果については、財政援助団体等監査結果報告書に掲載した。

[建設課]

(1) 市道草刈り作業実施交付金交付事務について

環境の保全及び生活の安全確保を図るため、市道及び市が管理する農林道の草刈り作業を実施した地域に交付金を交付している。

作業完了届出書について、一部不備なものが見受けられたので、庄原市道路草刈り作業実施交付金交付要綱に基づいた適正な事務、及び受領した書類の確実な点検に努められたい。

(2) 道路管理情報データベース構築業務委託事務について

道路管理情報データベースの構築業務について随意契約を締結している。

特記仕様書第5条に基づく業務実施計画書が提出されていなかった。契約に基づく全ての書類の提出を求め、内容を確認されたい。

[都市整備課]

(1) 市営住宅使用料等徴収事務について

市営住宅設置及び管理条例等に基づき管理されている市営住宅の使用料徴収実績については、未納額は増加傾向にあり、調定年度別の未納についても、10年以上前の古いものも、相当数見受けられる。住宅使用料の未納額は私法上の債権に該当するものであり、債権管理は民法の適用を受けるものではあるが、実質的な徴収不納分の債権整理について前向きに研究、検討されるとともに、法的措置も視野に入れた徴収対策の強化にも努力されたい。

[下水道課]

(1) 下水道・集落排水・浄化槽使用料、負担金等徴収事務について

外勤領収に伴う事務について、納入者に交付した領収証書の控えや指定金融機関への徴収現金払込の領収書等は会計管理者の検査を受けなければならないが、担当課長の決裁、会計管理者の検査を受けていなかった。

現金の取扱いにおいては、会計事故を防ぐために責任体制の明確化やチェック体制が必要である。公金の適正管理のため、事務処理を改められたい。

また、公共下水道事業受益者負担金の滞納分について「滞納整理経過」表に滞納整理状況を管理した書類を具備していたが、一部作成漏れ等、書類上の整理が不完全であったので、個別の滞納状況の管理に努められたい。

(2) 庄原市浄化センター運転管理及びマンホールポンプ場保守点検業務委託事務について

庄原市浄化センター運転管理及びマンホールポンプ場保守点検業務について、随意契約を締結している。

完了検査調書が作成されていなかった。完了検査調書は、業務の完了確認書類であるとともに、支払事務の執行においては基礎資料となるものである。契約規則や事務決裁及び専決規則に基づいた適正な事務に努められたい。

[東城支所環境建設室]

(1) 市町村設置型浄化槽維持管理業務委託事務について

市町村設置型浄化槽の機能を適正に保つため、保守点検及び清掃業務を委託している。完了検査の決裁区分に誤りが見受けられたので、適正な事務に努められたい。

[農業委員会事務局]

(1) 費用弁償支払事務について

出張用務等の費用弁償の支払事務について、農業委員の出張命令及び復命の決裁が事務局長により行われている。庄原市農業委員会規則第18条において、「事務執行等は、特別の定めがあるものを除くほか、市長事務部局の例による。」と規定されている。市長事務部局で定められている庄原市事務決裁及び専決規則では、出張命令等についての課長決裁は係長及び職員の場合のみに限定されている。したがって、農業委員の出張命令及び復命の決裁は、事務局長ではなく、会長が決裁を行うべきであり、事務処理の適正化を図られたい。

む す び

今回の定期監査では、本庁9課（事務局、委員会を含む。）東城支所4室の平成23年度に執行された事務について監査を実施し、併せて関連する財政援助団体等監査を実施した。

滞納となっている債権の徴収事務は、個別の債権について内容や状況、問題点等を把握、分析し、対応を検討することとなる。適切な債権管理は、債権回収のための必要情報であるとともに事務の引継ぎにも有用であり、債権管理情報の充実に努められたい。

なお、債権の整理については各部署ごとに債権の種類や件数、職員配置が異なり、他の事業事務を行いながらの適切な債権管理を行うことが困難な状況が伺える中、徴収専門部署との連携等、取り組みがなされている。しかしながら、特に私債権については各部署ごとに対応を図ることは困難であり、過去の定期監査においても意見を述べたところであるが、市が保有する全ての私債権を適正に管理するための指針となる「私債権管理条例（仮称）」の制定等、市全体としての取り組みを検討されたい。

また、指定管理業務においては営業実績を把握するため収支決算書の正確性、継続性は重要であるが、諸経費については間接経費の計上であるため、明確な基準がないと収支決算の期間比較を行うことは困難であり、不明瞭な決算書となりかねない。継続性のある適切な計上基準の設定等対応を講じられたい。

最後に、これまでも触れてきたことではあるが、全体的に各種事業事務において規定等の遵守が十分になされていない点が見受けられた。今回の監査対象課等だけでなく、市行政組織全体における共通の課題として捉え、漫然と前例踏襲主義に陥ることのないよう、各種規定等とマニュアルを再確認し、市の公金を扱うことの重要性を意識した事務処理に努められたい。